

来客者対応方針

富士工業株式会社

基本方針	<p><u>原則、お取引様 下請様 材料メーカー様の来社をお断りする。</u></p> <p>*判断基準として特に国の「緊急事態宣言」並びに「まん延防止等重点処置」を発令した地域については特にお断りする。</p> <p>但し、緊急かつ必要性が認められるケースについては、社長常務、事業部長いずれかの許可を必要とする。 事前に総務部に報告し、来社時は総務受付を必ず通すこと。</p>
対策	<p>1) 来客時、マスクの着用を必須とする。玄関設置、消毒液にて、手指の消毒を行うまた検温を実施。</p> <p>2) 口頭にて、熱の有無 体調 海外渡航者との接触の有無及び国内感染地域への移動などの過去の履歴を確認する。接触ある場合は、接触後2週間以上経過していることを確認する。</p>
応対場所	<p>1) 下請様 材料メーカー様は、玄関応接コーナーを使用する。その他決められた搬入場所に対応し、社内には入れない。</p> <p>2) お取引様については、原則会議室のみ使用し現場への巡回はお断りする。 お茶等の提供については、事前に人数分ペットボトルを用意。面談終了後、持ち帰ってもらう。紙コップは廃棄。</p>
応対者	<p>1) 担当、必要最低限の人員とする。面談時間は極力短時間に抑える。</p>
修理業者対応	<p>1) 修理業者についても上記、対策を行う。</p> <p>2) 対応者は、担当者のみとし、修理作業中は担当者以外極力近づかない。</p> <p>3) 貸与は、帽子のみとし、ビジターカードは使用しない。使用後の帽子は、洗濯。</p>
その他	<p>1) 担当者は、来客の行動範囲を制約するとともに行動履歴接触者を把握する。</p>
※	<p>2021年1月6日 1月7日の緊急事態宣言再発令に対して再度基本方針を強化見直し、青地の部分を一部改訂</p>
※	<p>2021年5月11日 5月7日の石川県「非常事態宣言」に伴い来客者、下請け、材料業者等、対応方針を再改定する。 赤字部分が改訂内容</p> <p>2021年8月31日 赤字部分改訂</p>